

「特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成 28 年総務省令第 64 号。以下「設備等省令」という。）」の  
改正概要

総務省総合通信基盤局データ通信課

1 設備等省令の概要

特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成 2 年法律第 35 号）附則第 5 条第 2 項第 2 号においては、地域特定電気通信設備供用事業が規定され、同条第 1 項に基づき、平成 34 年 3 月 31 日までの間、当該事業の実施に対し債務保証及び助成金交付による支援が行われる。当該事業について、別途総務省令で定めることとされている当該事業の対象となる電気通信設備及び地域を定めるものである。

2 改正の概要

今般の変更は、地域データセンター整備促進税制における法人税の特別償却の特例について、措置期日である令和 2 年 3 月 31 日をもって終了することとなり、第 201 回通常国会において、本税制における法人税に係る特例の廃止を含めた租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の改正がなされたため、併せて、設備等省令に記載された当該特例に関する記載について削除等するものである。

3 施行日

令和 2 年 4 月 1 日

以上